

別表十七（三の七）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第6項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の92第6項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「被合併法人等の課税済金額又は個別課税済金額1」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) その法人を合併法人又は被現物分配法人とする適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限ります。以下「適格合併等」といいます。）が行われた場合には、その適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人のその適格合併等の日（その適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七（三の七）「33」の金額を記載します。
 - (2) その法人を分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下同じです。）が行われた場合には、その適格分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。）のその適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七（三の七）「33」の金額を記載します。
- 3 「適格分割等が行われた場合の外国法人に係る請求権勘案直接保有株式等の移転割合2」の欄は、措置法令第39条の19第6項各号《特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等》に規定する割合又は措置法令第39条の119第6項各号《特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等》に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「(1)のうち当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額3」は、適格合併等が行われた場合には、「又は(1)×(2)」を消します。
- 5 「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額4」

は、平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第66条の6第1項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する特定外国子会社等の平成21年4月1日前に開始した事業年度に係る平成21年旧措置法第66条の8第1項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する課税対象留保金額若しくは課税済留保金額又は平成21年旧措置法第68条の92第1項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する個別課税対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうち平成21年改正法附則第44条第4項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置》の規定により平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第66条の8第3項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する特定課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第90条第9項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置》の規定により措置法第66条の8第11項第2号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、その金額を控除した金額）又は平成21年改正法附則第59条第4項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置》の規定により平成22年旧措置法第68条の92第3項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する特定個別課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第119条第9項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置》の規定により措置法第68条の92第11項第2号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、その金額を控除した金額）がある場合にあっては、その特定課税対象金額とみなされる金額又はその特定個別課税対象金額とみなされる金額を記載します。

- 6 内国法人が措置法第66条の9の4第6項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》において準用する措置法第66条の8第6項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の93の4第6項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》において準用する措置法第68条の92第6項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。